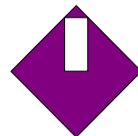


# 監査法人等を巡る議論に向けて

平成18年6月23日



日本公認会計士協会

## 目 次

- I 日本公認会計士協会の役割
- II 最近の会計不祥事の要因
- III 監査法人の特殊性と責任のあり方
- IV 監査法人の監視・監督のあり方
- V 日本公認会計士協会の取組み
- VI 日本公認会計士協会の要望等

# I 日本公認会計士協会の役割

## 1. 日本公認会計士協会

- ① 強制入会制の全国を一円とする一個の自主規制団体（法第43条）
- ② 会員（公認会計士、監査法人）の指導、連絡及び監督
- ③ 公認会計士の登録事務

## 2. 日本公認会計士協会の主な自主規制機能

- ① 継続的専門研修の実施による資質の向上（指導機能）
- ② 倫理規定及び監査の実務指針等の整備（指導機能）
- ③ 監査の品質管理レビューによる監査業務の質的水準の維持・向上（指導・監督機能）
- ④ 個別監査事案の事後的審査及び懲戒（監督機能）

## Ⅱ 最近の会計不祥事の要因

### 1. 監査環境変化

#### ① 企業：ビジネス・リスクの拡大

- A) 企業活動の多様化・国際化、取引の複雑化
- B) 厳しい市場競争
- C) 技術革新の進展
- D) 新興市場の急成長と新規公開企業の出現
- E) コーポレート・ガバナンスの問題（監査役・監査委員会の独立性、専門性など）

#### ② 監査人：監査リスクの上昇

- A) 監査時間不足と低廉監査報酬（欧米先進国に比べた場合）
- B) 新たな会計事象に対する会計・監査基準の未整備（IT企業の収益認識基準、投資事業組合の連結の範囲など）
- C) 高度化・国際化する会計基準及び監査基準への対応
- D) 厳格な独立性規定（同時提供禁止業務の扱い）

## 2. 監査人の職業倫理

- ① 公認会計士の社会的使命の自覚と精神的な独立性の確保
- ② 倫理規則の整備の遅れ（企業内会計士、コンサルティング業務に従事する会計士の倫理）

## 3. 監査事務所の品質管理体制

- ① 監査法人の急速な大規模化（4大監査法人）
  - ⇒ガバナンス、審査体制の整備の遅れ
- ② 中小規模監査法人の組織化の遅れ
  - ⇒競争禁止などの阻害要因
- ③ 協会が実施している品質管理レビューにおける主な指摘事項
  - A) リスク・アプローチの充実
  - B) 文書化
  - C) 会計上の見積りの妥当性
  - D) 意見審査体制の整備 など

### Ⅲ 監査法人の特殊性と責任のあり方

#### 1. 一般事業会社との相違

- ① 一般事業会社は、会社法により機関構成及び役員の監督責任が明確になっており、会社は、監督責任とともに自己の行為責任を負う。また、役員となるのに何らの要件を必要としない者で構成される法人である。
- ② 監査法人は、会計プロフェッションである一身専属的な資格を持つ社員で構成される法人である、
  - 監査意見の責任は、第一に監査実施責任者と監査審査担当者が負うべきであり
  - 監査法人の理事長及び理事は、業務管理体制の整備について責任を負う。

#### 2. 監査法人の処罰のあり方

- ① 監査法人の両罰規定に対する意見：上記1.の相違からみて妥当か。刑事罰の及ぼす効果は法人の存続性に直結する。
- ② 行政処分の多様化：改善命令、研修指示、課徴金など

### 3. 監査法人の組織形態・ガバナンスのあり方

#### ① 会計プロフェッションにより構成される人的組織体

- その他の職業専門家（税理士、弁護士、IT専門家など）の社員としての受入れは、監査実務充実のために前向きに検討

#### ② 監査法人の規模に応じた組織形態、機関設計の選択が望ましい。

#### ③ 監査法人の組織形態として：

- A) 監査法人に有限責任制を導入する。
  - ただし、監査実施責任者と審査担当者は無限責任
  - なお、財務内容の開示、最低出資金制度及び損害賠償保険への強制加入等を検討する。
- B) 特に、小規模監査法人の組織実態を考慮し、連帯無限責任制の選択も認める。

## IV 監査法人の監視・監督のあり方

### <直接規制と間接規制について>

次の3点から間接規制がそのあるべき姿であると考えられる。

#### 1. 会計プロフェッション

- ① 専門性
- ② 自己責任と自己規律
- ③ 優秀な人材の確保

#### 2. 情報の非対称性と会計専門家のリソース不足

- ① 会社情報及び会計・監査情報の集積
- ② 環境変化への適切かつ迅速な対応  
(必要な監査ツールやチェックリストの開発)
- ③ 資格者の絶対数の不足

#### 3. 社会コスト

- ① 民間にできることは民間に任せ、官はそれを補完する制度が社会的にも効率的
- ② 規制緩和が社会の方向

## V 日本公認会計士協会の取組み

### 1. 今までに取り組んできた施策

- ① 監査事務所の品質管理レビューを、平成11年から自主規制により、教育的・指導的観点から実施
- ② 改正公認会計士法を受けた取組み
  - A) 品質管理レビューの強化策  
平成16年の改正公認会計士法施行による公認会計士・監査審査会のモニタリングの開始、同審査会の提言及び検査結果の受け入れ
    - a. 教育的・指導的観点から指導的観点到修正（平成17年）
    - b. レビュー手続の整備
    - c. レビュー体制の強化（20人体制）
  - B) 倫理規則等の整備
  - C) 継続的専門研修制度の義務化
  - D) 独立性、公正性、透明性を備えた綱紀審査会の設置
- ③ カネボウ事件を受けての取組み
  - A) 監査法人への品質管理体制の総点検の要請
  - B) 自主規制によるローテーションの強化  
（4大監査法人＝5・5年の導入及び7・2年のローテーションの早期実施）
  - C) 倫理及び品質管理に関する研修科目の受講義務化
  - D) 監査ホットラインの創設

## 2. 今後の取組み－自主規制のさらなる強化

### ① 上場会社監査事務所の登録制度の導入

目的：上場会社監査事務所の監査品質の向上を図り、監査の信頼性を回復する。

- A) 上場会社監査事務所部会への登録を義務付ける。
- B) 重大な規律違反がある事務所には、内容の公表又は除名処分等制裁措置を講じる。
- C) 証券取引所との連携を強化し、登録制度の円滑な運営を図る。
- D) 平成18年12月の臨時総会において会則変更し、平成19年4月から登録開始。

なお、この登録制度の運用は、公認会計士・監査審査会のモニタリングを受ける。

### ② 包括的な倫理規定の整備

- A) 監査事務所に所属する公認会計士の倫理、会社等に勤務する公認会計士の倫理、両者に共通の倫理等包括的な倫理規則を整備する。
- B) 平成18年12月の臨時総会において規則改正を行う。

### ③ 自主規制による処分のあり方の見直し

### ④ 協会の組織ガバナンス改革

- A) 社会の負託に応えるため、激変する環境変化に適切かつ迅速に対応できる意思決定及び執行能力を備えた活力ある組織に改革する。また、事務局体制を一段と強化する。
- B) 外部理事、外部監事、外部監査制度を導入し、協会運営の透明化、公正化を図る。
- C) 平成18年7月の定期総会において会則等の変更を行う。

## VI 日本公認会計士協会の要望等

1. 監査法人の責任とあるべき組織形態
  - ① 監査法人に有限責任制を導入する。  
－ただし、監査実施責任者と審査担当者は無限責任
  - ② 小規模監査法人の組織実態を考慮し、連帯無限責任制の選択も認める。
2. 監査法人の両罰規定は慎重な検討を
3. 監視・監督のあり方
  - ① 自主規制の強化と公認会計士・監査審査会等との密接な連携
  - ② メリハリのある監査規制  
－大企業会社（上場会社など）とそれ以外に対する監査規制のあり方の見直し
4. 中小監査事務所の組織化及び育成  
－監査法人の社員の競業禁止規定の見直し
5. 公認会計士資格の更新制  
－現行の継続的専門研修（CPE）の厳格な運用で対応
6. 監査法人のローテーション  
－監査の効率性や国際的な視点からの慎重な検討を
7. 日本における監査環境の改善
  - － 監査時間の不足と低廉報酬
  - － 企業内のガバナンスの改善